

長野県告示第356号

令和4年3月31日専決処分した令和3年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部守一

令和3年度長野県一般会計補正予算(第15号)

1 歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 県 税	240,213,529	3,627,579	243,841,108
3 地方譲与税	36,031,001	1,160,684	37,191,685
5 地方交付税	231,842,483	2,340,821	234,183,304
6 交通安全対策特別交付金	565,000	62,176	627,176
7 分担金及び負担金	2,760,139	1,572	2,761,711
9 国庫支出金	294,504,342	931,343	295,435,685
10 財産収入	1,381,627	206,131	1,587,758
12 繰入金	10,603,136	△ 2,400,000	8,203,136
14 諸収入	174,158,476	1,356,011	175,514,487
15 県債	132,851,667	△ 692,000	132,159,667
歳入合計	1,250,494,101	6,594,317	1,257,088,418

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	48,457,312	6,660,441	55,117,753
3 民生費	132,956,255	△ 6,295	132,949,960
6 環境費	5,339,209	△ 2,262	5,336,947
7 農林水産業費	47,971,608	668	47,972,276
9 土木費	153,979,870	2,178,424	156,158,294
10 警察費	45,457,539	△ 238,609	45,218,930
11 教育費	199,617,270	△ 720,881	198,896,389
12 災害復旧費	27,183,633	△ 622,189	26,561,444
13 公債費	139,235,487	△ 223,355	139,012,132
14 諸支出金	109,314,764	△ 431,625	108,883,139
歳出合計	1,250,494,101	6,594,317	1,257,088,418

2 地方債補正

防災行政無線整備事業費ほか14件 限度額 △ 692,000 千円

財政課

長野県告示第357号

令和4年5月27日専決処分した令和4年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部守一

令和4年度長野県一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正 (単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	160,261,486	1,047,684	161,309,170
歳入合計	1,084,896,724	1,047,684	1,085,944,408

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	133,924,992	1,047,684	134,972,676
歳出合計	1,084,896,724	1,047,684	1,085,944,408

財政課

長野県告示第358号

令和4年7月1日成立した令和4年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部守一

令和4年度長野県一般会計補正予算(第2号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金	161,309,170	5,214,000	166,523,170
12 繰入金	21,433,078	20,000	21,453,078
13 繰越金	1	205,077	205,078
14 諸収入	209,291,935	11	209,291,946
15 県債	80,520,000	21,000	80,541,000
歳入合計	1,085,944,408	5,460,088	1,091,404,496

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	39,710,915	764,642	40,475,557
3 民生費	134,972,676	566,958	135,539,634
4 衛生費	64,249,233	39,890	64,289,123
5 労働費	2,536,357	4,389	2,540,746
6 環境費	4,742,841	1,117,902	5,860,743
7 農林水産業費	41,352,259	1,069,141	42,421,400
8 商工費	208,045,482	1,826,455	209,871,937
11 教育費	192,656,737	70,711	192,727,448
歳出合計	1,085,944,408	5,460,088	1,091,404,496

2 地方債補正

庁舎整備事業費ほか1件	限度額	21,000 千円
-------------	-----	-----------

財政課

長野県告示第359号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定します。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部守一

指定区域	埋立地の区分
北佐久郡御代田町大字御代田字荒町2142-3の一部、2144-2の一部、2150の一部、字上小田井2754-1の一部、2754-2の一部、2754-14、2755-2の一部、2757-1の一部、2757-2の一部、2757-4、2757-6の一部及び2757-7の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第2号に掲げる埋立地

資源循環推進課

**長野県告示第360号**

次の区域を長野県産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第2条第1項第1号のオに規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部 守一

岡谷市字山ノ田1651番2、1651番3、1651番5、1651番6、1651番7、1655番19、字吉原1672番4、1672番7、1673番1、1673番4、1674番1、1674番4、1675番、1675番2、1676番1、1676番3、1677番1、1677番3、1678番2、1680番1、1680番11、1680番12、1680番13、1680番14、1681番2、1681番3、1684番2、1685番1、1685番4、1687番7、1688番4、1688番5及び1689番2

産業立地・IT振興課

**長野県告示第361号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上伊那郡南箕輪村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南箕輪村（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
南箕輪村（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南箕輪村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第362号**

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類  
公共測量 基準点測量
- 2 作業期間  
令和4年7月1日から令和4年9月30日まで
- 3 作業地域  
長野市

建設政策課

**長野県告示第363号**

長野県森林政策課長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量 空中写真撮影

## 2 作業期間

令和4年6月15日から令和4年12月20日まで

## 3 作業地域

長野市、松本市、上田市、須坂市、小諸市、茅野市、佐久市、東御市、南佐久郡小海町、南佐久郡佐久穂町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡南相木村、南佐久郡北相木村、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町、小県郡長和町、小県郡青木村、東筑摩郡筑北村、埴科郡坂城町

建設政策課

**長野県告示第364号**

長野県飯田建設事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量 航空レーザ測量 地図情報レベル1000

## 2 作業期間

令和4年7月1日から令和5年2月28日まで

## 3 作業地域

飯田市、下伊那郡松川町、下伊那郡高森町、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡平谷村、下伊那郡根羽村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、下伊那郡天龍村、下伊那郡泰阜村、下伊那郡喬木村、下伊那郡豊丘村、下伊那郡大鹿村

建設政策課

**長野県告示第365号**

長野県長野建設事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量 航空レーザ測量

## 2 作業期間

令和4年6月21日から令和5年1月24日まで

## 3 作業地域

長野市、千曲市、埴科郡坂城町、上水内郡小川村

建設政策課

**長野県告示第366号**

中日本高速道路株式会社名古屋支社長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部 守一

## 1 作業種類

公共測量 航空レーザ測量

## 2 作業期間

令和3年2月23日から令和4年6月14日まで

## 3 作業地域

飯田市、伊那市、駒ケ根市、上伊那郡辰野町、上伊那郡箕輪町、上伊那郡飯島町、上伊那郡南箕輪村、上伊那郡宮田村、下伊那郡松川町、下伊那郡高森町、下伊那郡阿智村

建設政策課

## 長野県松本建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年7月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年7月11日

長野県松本建設事務所長 藤本 濟

## 1 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 403号

## (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
東筑摩郡麻績村麻字叶里3599番の1地先から 東筑摩郡麻績村麻字峯畑3047番の1地先まで	旧	m 7.2～20.5	Km 1.0240
同 上	新	9.4～35.8	1.0197

## 2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 丸子信州新線

## (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
東筑摩郡筑北村坂井字青木川原3328番の2地先から 東筑摩郡筑北村坂井字川原3462番の3地先まで	旧	m 7.7～14.6	Km 0.4601
同 上	新	9.2～29.6	0.4660

## 3 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 大町麻績インター千曲線

## (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
東筑摩郡筑北村坂井字棚入1192番の1地先から 東筑摩郡筑北村坂井字棚入10324番の50地先まで	旧	m 6.9～11.8	Km 0.3700
同 上	新	8.2～18.5	0.3710

## 4 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 御馬越塩尻停車場線

## (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番の8地先から 塩尻市大字宗賀71番の510地先まで	旧	m 7.0～27.0	Km 0.7347
同 上	新	7.5～27.0	0.7350

道路管理課

**長野県松本建設事務所告示第6号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年7月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年7月11日

長野県松本建設事務所長 藤本 濟

- 1 (1) 路線名 143号  
(2) 供用を開始する区間  
松本市旭3丁目696番の1地先から  
松本市大字美須々753番の3地先まで  
(3) 供用を開始する期日 令和4年7月11日
- 2 (1) 路線名 403号  
(2) 供用を開始する区間  
東筑摩郡麻績村麻字叶里3599番の1地先から  
東筑摩郡麻績村麻字峯畑3047番の1地先まで  
(3) 供用を開始する期日 令和4年7月11日
- 3 (1) 路線名 丸子信州新線  
(2) 供用を開始する区間  
東筑摩郡筑北村坂井字青木川原3328番の2地先から  
東筑摩郡筑北村坂井字川原3462番の3地先まで  
(3) 供用を開始する期日 令和4年7月11日
- 4 (1) 路線名 大町麻績インター千曲線  
(2) 供用を開始する区間  
東筑摩郡筑北村坂井字棚入1192番の1地先から  
東筑摩郡筑北村坂井字棚入10324番の50地先まで  
(3) 供用を開始する期日 令和4年7月11日
- 5 (1) 路線名 御馬越塩尻停車場線  
(2) 供用を開始する区間  
塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番の8地先から  
塩尻市大字宗賀71番の510地先まで  
(3) 供用を開始する期日 令和4年7月11日

道路管理課

**選告示第31号**

令和4年8月7日執行予定の長野県知事選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、その基準日は、令和4年7月20日（年齢については、令和4年8月7日）とする。

令和4年7月11日

長野県選挙管理委員会委員長 北島 靖生

選挙管理委員会

**長野県労働委員会告示第2号**

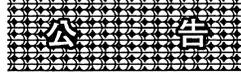
地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、令和4年5月25日、長野県公営企業に従事する同法第3条第4号に規定する職員が結成し、又は加入する長野県企業局労働組合について、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を認定したので、昭和53年長野県地方労働委員会告示第1号（長野県企業局労働組合の労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定）の一部を次のように改正します。

令和4年7月11日

長野県労働委員会

表の現地機関の項中「総務課長」の次に「、発電建設事務所長」を加える。

労働委員会事務局



## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部 守一

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
長野県庁舎構内電話交換機 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県総務部財産活用課  
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 落札者を決定した日  
令和4年5月31日
- 落札者の名称及び所在地  
(1) 名称 東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 長野支店  
(2) 所在地 長野市大字南長野新田町1137番地5
- 落札金額  
1月当たりの賃借額 3,932,500円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告を行った日  
令和4年4月18日

財産活用課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和4年7月11日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スワンガーデン安曇野A区  
安曇野市豊科南穂高140-1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
大和ハウス工業株式会社  
大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
豊倉商事株式会社	赤羽 憲二郎	松本市笹部二丁目2番22号
ナガノコミュニケーションズ販売株式会社	西澤 昭	長野市稲里町下水鮑1163番地